# 最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和5年4月10日関税・外国為替等審議会関税分科会財務省関税局

# 1. 令和5年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

3. 国際関係

# 「関税定率法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第6号)の概要

## 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率(412品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用 期限を令和5年度末まで1年延長。
- 加糖調製品(6品目)については、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大に伴い暫定税率を引下げ。
- 航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を令和7年 度末まで3年延長。

## 2. 個別品目の関税率の見直し

○ 国際的な分類決定を受けたプロポリス原塊等の分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。

## 3. 税関事務管理人制度の拡充

○ 非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に同け出る制度について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。

# 「関税定率法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第6号)の概要

## 4. 入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の新設

○ 迅速通関等の観点から、入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設(スティック型1本15円、リキッド型1個50円)。

## 5. 納税環境の整備

○ 内国税における納税環境の整備に係る規定を踏まえ、高額な無申告に対する関税 の無申告加算税の割合の引上げ等の規定を整備。

## 施行日

令和5年4月1日

(注) 3. については令和5年10月1日、5. については令和6年1月1日

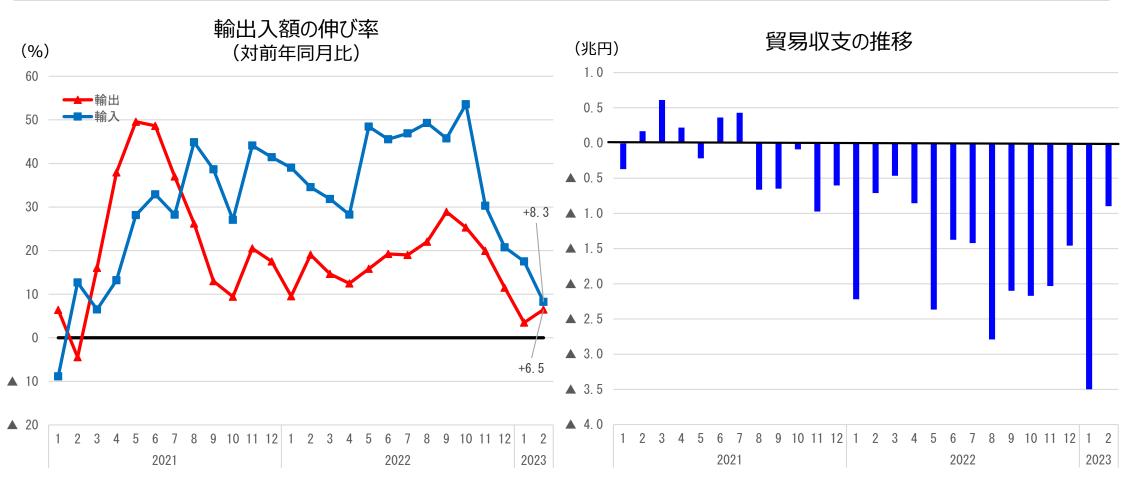
1. 令和5年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

3. 国際関係

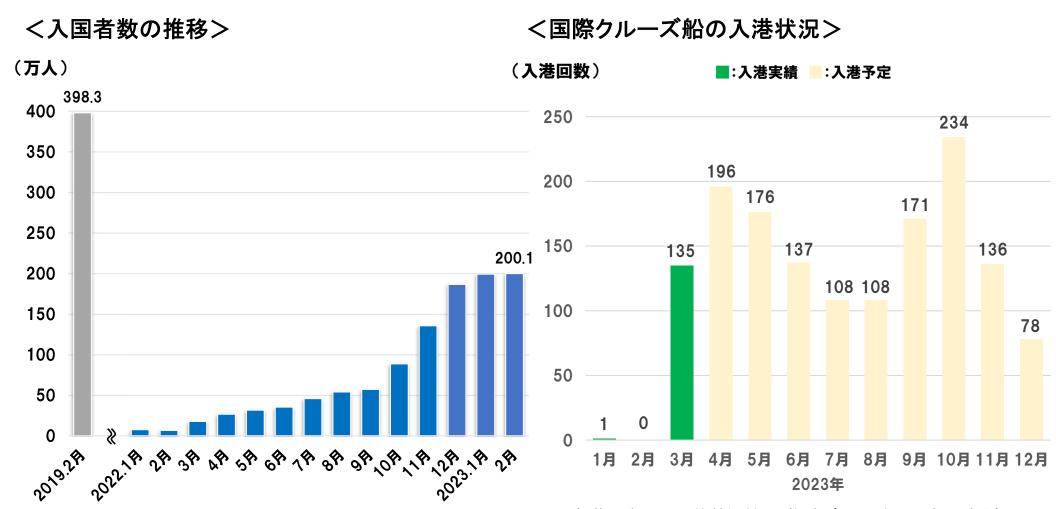
# 日本の輸出入の最近の動向

- 輸出額の伸び率は、価格の上昇によりプラスが継続しているが(2023年2月は6.5%増)、輸出数量の伸びは、 中国向けの自動車や半導体等製造装置の減少等により、マイナスで推移。
- 輸入額の伸び率(同月)は8.3%増で、25か月連続でプラスとなったが、昨年の秋をピークに資源価格が下落に 転じ、伸び率は鈍化傾向。
- 2022年の貿易赤字は2014年(12.8兆円)を上回り、過去最高の19.9兆円。足下では、輸入の伸び率の鈍 化に伴い、貿易赤字は縮小(同月8,981億円の赤字)。



# インバウンドの回復状況

- 新型コロナウイルス感染症に係る水際措置の緩和(昨年10月)後、入国者数が急増。 足元では、感染拡大前と比較して5割強まで回復。
- 本年1月、本邦船社の国際クルーズ船が約3年ぶりに入港。同年3月以降、外国船社の国際クルーズ船が入港再開。



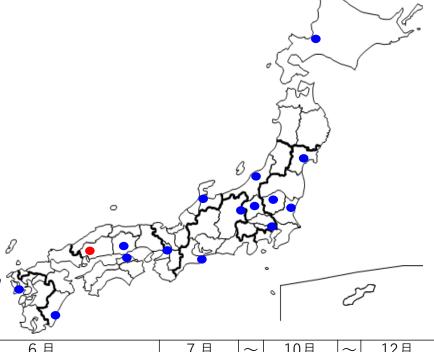
- ※出典:出入国管理統計(出入国在留管理庁)
- ※2023年2月の数字は速報値

# G 7 広島サミットへの対応

## 対応

関税局・各税関に設置した対策本部を中心に水際取締の警戒レベルを上げて対応中

- ✓ 応援職員の派遣等、集中的な人員投入
- ✓ 貨物、国際郵便、旅客の携帯品等の検査強化、空港・港湾等の巡回強化
- ✓ 国内外の関係機関、業界団体との連携強化
- ●首脳会合(5/19~21)広島県広島市(神戸税関)
- ●気候・エネルギー・環境相会合(4/15-16) 北海道札幌市(函館税関)
- ●外相会合(4/16-18) 長野県軽井沢町(名古屋税関)
- ●労働雇用相会合(4/22-23) 岡山県倉敷市(神戸税関)
- ●農相会合(4/22-23) 宮崎県宮崎市(門司税関)
- ●デジタル・技術相会合(4/29-30)群馬県高崎市(東京税関)
- ●財務相·中央銀行総裁会議(5/11-13) 新潟県新潟市(東京税関)
- ●科学技術相会合(5/12-14) 宮城県仙台市(横浜税関)
- ●教育相会合(5/12-15)富山県富山市·石川県金沢市(大阪税関)
- ●保健相会合(5/13-14) 長崎県長崎市(長崎税関)
- ●交通相会合(6/16-18) 三重県志摩市(名古屋税関)
- ●男女共同参画·女性活躍担当相会合(6/24-25) 栃木県日光市(横浜税関)
- ●司法相会合(7/7) 東京都千代田区(東京税関)
- ●都市相会合(7/7-9) 香川県高松市(神戸税関)
- ●貿易相会合(10/28-29)大阪府堺市(大阪税関)
- ●内務·安全担当相会合(12/8-10) 茨城県水戸市(横浜税関)

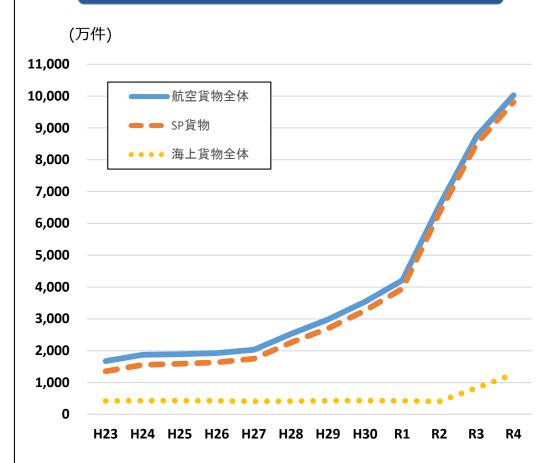


	4月			5月			6月		7月	月 ~ 10月 ~			12月
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬					
	●環境(4/15-16)				●首脳(5/19	~21)	●交通(6/:	16-18)			●貿易(10	/28-	-29)
	●外務(4/16-18)			●財務(5/11-13)				●男女(6/24-25)					●内務·安全
	● 労働(4/22		2-23)	●科学(5/	12-14)				●司法(7/7	)			(12/8-10)
		●農業(4/22-23) ●デジタル(4/29-30)		2-23) ●教育(5/12					●都市(7/7-9)		'		
				●保健(!	5/13-14)								
			<u> </u>		1								

# 急増する輸入貨物への対応

- 越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、輸入貨物が 急増。令和4年における航空貨物の輸入許可件数は、 初めて1億件を超えており、対前年比約15%増(4 年前比では約183%増)、海上貨物の輸入許可件 数は、初めて1千万件を超えており、対前年比約 51%増。
- 急増する輸入貨物への対応については、令和5年度 関税改正において、税関長が税関事務管理人を指定 できる規定の整備などを措置。
- 輸入貨物の増加傾向が今後も継続することを見据えて、次のような取組を行っていく必要。
  - ▶ 令和5年度関税改正の施行(本年10月等)に向けた、事業者への事前説明・意見聴取及び関連規定(省令等)の整備
  - ▶ 情報を入手するSP業者の拡大に向けた、SP業者への協力要請
  - ➤ 水際取締りにおける協力連携に向けた、EC運営事業者との意見交換
  - ▶ 税関検査場のDX化の推進、ビッグデータ解析を活用した検査対象の選定

### 航空・海上貨物の輸入許可件数



SP貨物: 航空貨物のうち、輸出者(荷送人)との運送契約において輸入者(荷受人)への配送まで(税関での手続き等の代行を含む)一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている小口急送貨物。

# ロシア等に対する経済制裁について

## 1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体等の輸出禁止措置、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を順次実施。
- また、令和4年12月、上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油の輸入禁止措置を実施。さらに、本年2月、ロシア産石油製品について同様の輸入禁止措置を実施。

## 2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率 (暫定税率の適用があるときは暫定税率)の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正(令和4年4月 20日成立、翌21日施行)。
  - (注)同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G 7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、本年3月の政令改正により、ロシアに対する当該措置の期限を令和6年3月31日まで延長。
- (参考) 最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

#### 税関の対応

- ロシア等に対する経済制裁を強固なものとするため、関係省庁等と緊密に連携しつつ、これらの措置の実効性を確保していく必要がある。
- 税関においては、輸入される貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、輸出又は輸入される貨物について外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要とされるか否かの確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施。

# 令和5年度 税関定員・予算の概要

#### 【令和5年度定員】

増員

+296人

定員合理化

▲192人

差引(純増)

+104人



令和5年度定員 10,178人

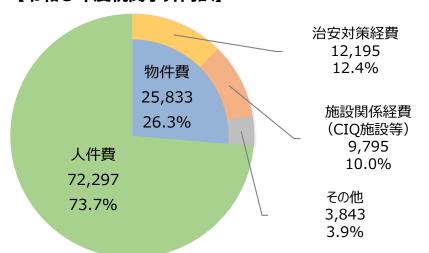
#### ◆増員数内訳

- ・テロ対策を含む治安のための水際取締体制整備(+108人)
- ・経済安全保障を確保するための体制整備(+88人)
- ・出国者の携帯貨物等に対する取締体制整備(+60人)
- ・観光立国実現に向けた計画的な体制整備(+21人)
- ・適正な通関と課税を確保するための体制整備等(+19人)

#### 【令和5年度予算】

区分	令和4年度	令和5年度	対前年度比		
区刀	当初予算	当初予算	増▲減	伸率	
	百万円	百万円	百万円	%	
税 関	95,349	98,130	2,781	2.9	
人件費	70,355	72,297	1,943	2.8	
物件費	24,994	25,833	839	3.4	
うち治安対策経費	12,070	12,195	125	1.0	
デジタル庁一括計上	13,269	13,483	215	1.6	
旅客税財源	400	737	337	84.2	

#### 【令和5年度税関予算内訳】



#### 水際取締対策経費

#### 治安対策経費 121億95百万円

X線検査装置

(更新)

埠頭監視カメラ (新規、更新)

税関監視艇

(代替艇)

不正薬物・爆発物探知装置

(新規)

麻薬探知犬

(新規、更新)

等

#### 〈デジタル庁予算〉 134億83百万円

- ①デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム(CIS及び税関ネットワーク)
- ②各府省システム (NACCS利用料、インターネット専用端末 など)

#### 〈旅客税財源〉 7億37百万円

税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)の整備経費等

#### 【参考】 令和 4 年度補正予算(総合経済対策)

〈税関予算〉 17億68百万円

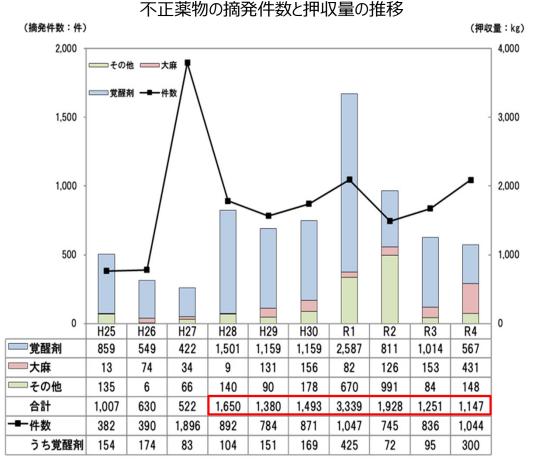
X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等を整備

<デジタル庁予算> 29億35百万円

CIS及び税関ネットワークのシステム改修

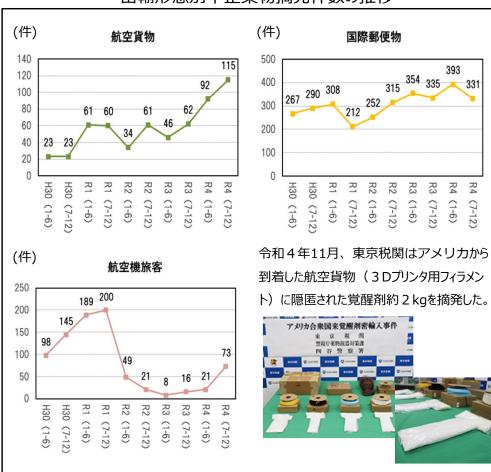
# 不正薬物の摘発状況

- 令和4年における不正薬物の押収量は、<u>7年連続で1トン超え</u>
  - (参考1) 不正薬物の摘発件数は1,044件(前年比25%増)、押収量は約1,147kg(同8%減)
  - (参考2) 覚醒剤の国内押収量全体(約6,816kg)に占める密輸押収量(約6,597kg)の割合は約97%(平成29年~令和3年累計)
- 摘発件数では、航空貨物が大幅に増加し、航空貨物・国際郵便物の摘発件数は依然として高水準で推移
- 令和4年下半期には、航空機旅客の摘発件数が増加



(注 1 )その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。 (注 2 )令和 4 年は速報値。

#### 密輸形態別不正薬物摘発件数の推移

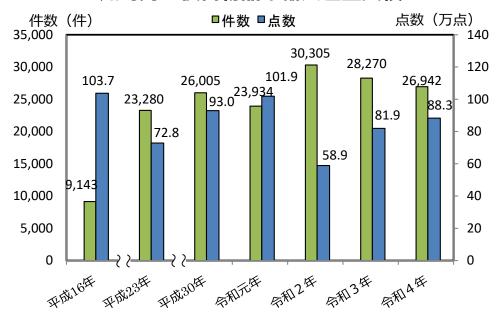


# 知的財産侵害物品の水際取締り

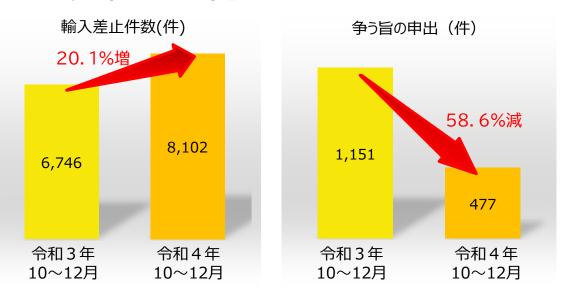
#### 【知的財産侵害物品の取締りの状況】

○ 令和4年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、26,942件(前年比 4.7 %減)。輸入差止点数は、882,647点(前年比 7.7 %増)。

#### ◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



### ◆ 制度改正後における商標権及び意匠権を侵害 する物品の差止状況



(引用) 令和4年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(財務省HP)

#### 【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品(商標権又は意匠権を 侵害するもの)は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 改正関税法等の施行後の令和 4 年10月から12月の間において、模倣品の輸入差止件数は8,102件(前年同期比 20.1%増)、争う旨の申出は477件(前年同期比58.6%減)となっており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

#### 【知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大】

○ 令和 5 年度関税改正において、権利者の事務負担軽減等の観点から、簡素化手続の対象に特許権、実用新案権、意匠権 及び保護対象営業秘密を追加する関税法施行令改正を実施。令和 5 年10月の施行に向けて、権利者への周知等を行う。

# スマート税関構想

## 「スマート税関構想2020」(2020年6月18日公表)

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン。



## 「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」

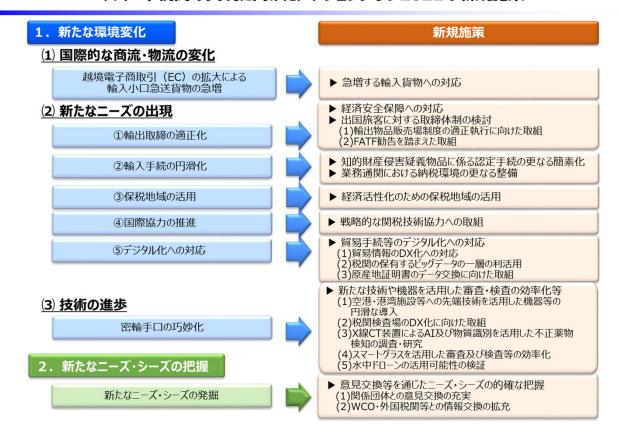
(2022年11月28日公表)

構想策定後の環境変化やニーズに対応 するため、施策をアップグレード。税関発足 150周年を機に公表。

「スマート税関構想2020」で掲げられている各施策については、目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる。

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る新規施策についても、現在、新たに工程表を作成中(本年6月公表予定)。

#### スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の新規施策



# 税関発足150周年

## 「税関発足150周年」

これまで税関が果たしてきた役割・意義について、国民の理解を深めていただくため、 様々な事業を企画・運営。



水際で守る 日本の未来

## 主な税関発足150周年事業

#### ▶税関発足150周年記念式典

2022年11月28日(月)、パレスホテル東京にて挙行。





#### ▶大学生フォーラム

大学生を対象に、貿易に関する現状の課題をテーマにした研究発表を企画。



#### ▶仕事体験

小中学生を対象に、リアルな仕事体験を企画。



#### ▶小中学生絵画コンクール

小中学生を対象に、「税関」「貿易」をテーマとした絵画コンクールを実施。



中学生の部



▶全国各地でのイベント



### ▶プルーフ貨幣



#### ▶特殊切手



#### ▶関係団体とのシンポジウム



# 貿易統計における貿易取引通貨別比率の公表内容の拡充について

- 関税局では、年2回、「貿易取引通貨別比率」として、世界・アメリカ合衆国・E U・アジアとの輸出入における主要通貨の利用割合を公表しているところ。
- 今般、個者の営業上の秘密等が判別されないように配意した上で、税関データの更なる利活用を図る観点から、 公表内容の拡充。[※令和5年7月に令和5年上半期分を税関HPに掲載予定]

# 報道発表 貿易取引通貨別比率(令和4年下半期)

日本からの輸出

(単位:%)

世界	通貨名	米ドル	円	ユーロ	元	オーストラリア・ ドル	その他
E91	比 率	51.9	34.5	6.3	2.3	1.2	3.8
1 / / / / / /	通貨名	米ドル	円	ユーロ	カナダ・ドル	英ポンド	その他
衆国	比率	86.7	13.2	0.1	0.0	0.0	0.0
EU	通貨名	ユーロ	円	米ドル	スウェーデン・ク ローナ	デンマーク・ク □ーネ	その他
	比 率	56.1	29.6	13.6	0.3	0.2	0.2
l アジア	通貨名	米ドル	円	元	タイ・バーツ	韓国ウォン	その他
	比 率	49.7	42.5	4.2	1.1	0.7	1.8

日本への輸入

(単位:%)

						7 /7 7-	
世界	通貨名	米ドル	円	ユーロ	元	スイス・フラン	その他
	比 率	72.6	21.4	2.7	1.4	0.6	1.3
アメリカ合	通貨名	米ドル	円	スイス・フラン	ユーロ	英ポンド	その他
衆国	比 率	74.9	22.3	2.4	0.2	0.0	0.2
ΕU	通貨名	円	ユーロ	米ドル	スイス・フラン	英ポンド	その他
	比 率	59.6	26.4	12.5	0.8	0.2	0.5
アジア	通貨名	米ドル	円	元	タイ・バーツ	ユーロ	その他
	比 率	72.1	22.5	3.2	1.0	0.4	0.8

<sup>(</sup>注) 1. 比率は金額比率。

2. 貿易統計計上データのうち、貿易取引通貨が判明するデータにより作成。

	現行	拡充案
対象通貨	上位5通貨+その他	上位5通貨+その他
対象国·地域	世界、2地域及び1カ国	世界、 <u>10地域及び10カ国</u>
	・ <u>2 地域</u> : EU、アジア	・ <u>10地域</u> : アジア、 <u>大洋州、北</u>
	・ <u>1 カ国</u> :アメリカ	米、中南米、西欧、中東欧・ロ
		<u>シア等、中東、アフリカ</u> 、EU、
		<u>ASEAN</u>
		·2021年輸出入総額上位10
		<u>カ国</u> : <u>中国</u> 、アメリカ、 <u>台湾、韓</u>
		国、オーストラリア、タイ、ドイツ、
		ベトナム、香港、マレーシア
公表時期	半年に1度(1月及び	半年に1度(1月及び7
	7月)	月)

※下線:変更箇所

## 貿易取引通貨別比率(令和4年下半期)【サンプル】

(単位:%)

0.0

(単位:%)

その他

(地域別)

日本からの輸出 (単位:%)

	通	貨	名	米ドル	円	ユーロ	元	オーストラリア・ドル	その他
世界	比		率	51.9	34.5	6.3	2.3	1.2	3.8
アジア	通	貨	名	米ドル	円	元	タイ・バーツ	韓国ウォン	その他
	比		率	49.7	42.5	4.2	1.1	0.7	1.8
大洋州	通	貨	名	オーストラリア・ドル	円	米ドル	ニュージーランド・ド ル	ユーロ	その他
	比		率	43.3	26.0	25.3	5.2	0.1	0.1
北米	通	貨	. 名	米ドル	円	カナダ・ドル	ユーロ	英ポンド	その他
10/1	比		率	84.2	12.9	2.8	0.1	0.0	0.0
中南米	通	貨	名	米ドル	円	メキシコ・ペソ	ブラジル・レアル	ユーロ	その他
- I - I + I > I \	比		率	64.8	27.7	5.4	1.6	0.5	0.0
西欧	通	貨	名	ユーロ	円	米ドル	英ポンド	スイス・フラン	その他
	比		率	48.4	27.6	17.2	4.3	1.3	1.2
中東欧・ロシア等	通 <sub></sub> 比	貨	名	円	ユーロ	米ドル	ロシア・ルーブル	ポーランド・ズロティ	その他
十米以 ロノバ寺	比		率	43.1	33.3	22.7	0.6	0.1	0.2
中東	通	貨	名	円	米ドル	ユーロ	アラブ首長国連邦・ ディルハム	クウェート・ディナール	その他
	比		率	63.1	34.3	2.0	0.5	0.0	0.1
アフリカ	通	貨	名	円	米ドル	ユーロ	南アフリカ共和国・ラ ンド	アラブ首長国連邦・ ディルハム	その他
	比		率	48.1	40.9	8.4	2.4	0.2	0.0
ΕU	通	貨	名	ユーロ	円	米ドル	スウェーデン・クローナ	デンマーク・クローネ	その他
	比		率	56.1	29.6	13.6	0.3	0.2	0.2
ASEAN	通	貨	名	米ドル	円	タイ・バーツ	インドネシア・ルピア	シンガポール・ドル	その他
	比		率	55.9	37.8	4.0	1.1	0.6	0.6

(国別)

日本からの輸出

貨 名 米ドル 円 香港ドル 元 ユーロ その他 中華人民共和国 0.2 46.0 41.8 0.1 11.9 0.0 貨 米ドル 円 カナダ・ドル 英ポンド その他 ユーロ アメリカ合衆国 86.7 13.2 0.1 0.0 0.0 0.0 貨 円 米ドル 台湾ドル シンガポール・ドル ユーロ その他 台湾 50.9 45.6 3.2 0.2 0.1 0.0 貨 名 円 米ドル 韓国ウォン ユーロ シンガポール・ドル その他 大韓民国 47.3 46.7 5.8 0.2 0.0 0.0 貨 名 オーストラリア・ドル 米ドル 円 ユーロ シンガポール・ドル その他 オーストラリア 54.5 24.7 20.6 0.2 0.0 0.0 米ドル 円 タイ・バーツ ユーロ シンガポール・ドル その他 貨 タイ 46.7 38.3 14.7 0.2 0.1 0.0 貨 名 円 米ドル 英ポンド スイス・フラン その他 ユーロ ドイツ 28.8 12.8 0.0 0.0 0.0 58.4 貨 米ドル 円 ベトナム・ドン シンガポール・ドル ユーロ その他 ベトナム 68.7 30.6 0.3 0.2 0.2 0.0 貨 名 米ドル 円 香港ドル 元 ユーロ その他 香港 52.4 45.6 1.7 0.2 0.1 0.0 貨 円 米ドル マレーシア・リンギット ユーロ シンガポール・ドル その他 マレーシア

2.6

元

1.0

0.2

ユーロ

0.4

0.1

香港ドル

0.2

本への輸入
ノナン・ハリナ・田ノく

ш.т. чертиру	•								(-12170)
世界	通	貨	名	米ドル	円	ユーロ	元	スイス・フラン	その他
世介	比		率	72.6	21.4	2.7	1.4	0.6	1.3
アジア	通	貨	名	米ドル	円	元	タイ・バーツ	ユーロ	その他
	比		率	72.1	22.5	3.2	1.0	0.4	0.8
大洋州	通	貨	名	米ドル	円	オーストラリア・ドル	ニュージーランド・ドル	カナダ・ドル	その他
	比		率	87.5	11.2	0.7	0.4	0.1	0.1
北米	通	貨	名	米ドル	円	スイス・フラン	カナダ・ドル	ユーロ	その他
	比		率	75.7	21.5	2.0	0.5	0.2	0.1
中毒业	通	貨	名	米ドル	円	ユーロ	元	メキシコ・ペソ	その他
	比		率	84.5	15.2	0.2	0.0	0.0	0.1
西欧	通	貨	名	円	ユーロ	米ドル	スイス・フラン	英ポンド	その他
	比		率	58.0	21.8	14.7	3.3	1.8	0.4
中東欧・ロシア等	通	貨	名	米ドル	円	ユーロ	英ポンド	スイス・フラン	その他
中米欧・ロング寺	比		率	65.1	22.8	11.6	0.1	0.1	0.3
中東	通	貨	名	米ドル	円	イスラエル・シェッケル	ユーロ	クウェート・ディナール	その他
	比		率	98.7	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
アフリカ	通	貨	名	米ドル	円	ユーロ	英ポンド	南アフリカ共和国・ラ ンド	その他
	比		率	89.1	9.4	1.0	0.3	0.2	0.0
ΕU	通	貨	名	円	ユーロ	米ドル	スイス・フラン	英ポンド	その他
	比		率	59.6	26.4	12.5	0.8	0.2	0.5
ASEAN	通	貨	名	米ドル	円	タイ・バーツ	ユーロ	インドネシア・ルピア	その他
	比		率	72.5	23.5	3.0	0.2	0.2	0.6

日本への輸入

マレーシア

貨 名

(単位:%)

51.7

米ドル

79.6

45.4

円

18.7

中華人民共和国 74.1 18.4 6.8 0.5 0.2 0.0 名 円 スイス・フラン ユーロ 英ポンド 貨 米ドル その他 アメリカ合衆国 74.9 22.3 2.4 0.2 0.0 0.2 名 米ドル 円 台湾ドル ユーロ 英ポンド 貨 その他 台湾 81.3 16.4 2.1 0.2 0.0 0.0 円 米ドル 貨 韓国ウォン ユーロ ロシア・ルーブル その他 大韓民国 50.9 45.3 3.7 0.1 0.0 0.0 名 円 オーストラリア・ドル カナダ・ドル 貨 米ドル ユーロ その他 オーストラリア 9.9 0.1 0.0 0.0 89.2 0.8 貨 米ドル 円 タイ・バーツ ユーロ スイス・フラン その他 タイ 30.7 0.3 0.0 53.2 15.7 0.1 スイス・フラン 貨 名 円 ユーロ 米ドル 英ポンド その他 ドイツ 2.4 53.0 31.5 12.9 0.1 0.1 名 円 ベトナム・ドン 貨 米ドル ユーロ スイス・フラン その他 ベトナム 75.4 24.4 0.1 0.0 0.0 0.1 米ドル 円 貨 香港ドル ユーロ 元 その他 香港 76.0 20.7 2.3 0.8 0.1 0.1 貨 名 米ドル 円 マレーシア・リンギット ユーロ 英ポンド その他

0.1

<sup>(</sup>注) 1.比率は金額比率。

<sup>2.</sup>貿易統計計上データのうち、貿易取引通貨が判明するデータにより作成。

<sup>3.</sup>国別資料は2021年の貿易相手国上位10カ国(輸出入総額)を対象として作成。

# 輸出物品販売場制度の適正な執行について

#### 制度概要

- ✓ 外国人旅行者などが、輸出物品販売場(いわゆる免税店)で、通常生活の用に供する物品を輸出する(外国に持ち出す) ために購入する場合に、一定の手続に基づき消費税が免除される制度。
- ✓ 購入者の利便性の向上及び免税店事業者の販売手続の効率化等を図る観点から、購入記録票の作成等を電子化。 【2021年(令和3年)10月に完全電子化】
- ✓ 税関では、購入者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との確認を行い、免税品を輸出しないことが明らかとなった場合は、免除された消費税相当額を直ちに徴収。

電子化後の 手続き等の流れ



### 執行実績(令和4年度)

※令和5年2月末時点

✓ 賦課決定:20.7億円(315件)

✓ うち滞納:20.0億円(126件)

#### 執行上の問題点

- ✓ 検査体制の強化を図っているものの、出国時の捕捉ができない購入者が存在。
- ✓ 免税品を輸出しないことが明らかとなり賦課決定を行っても、徴収に至らず、滞納となっている事例も多数。

# 輸出物品販売場制度の適正な執行について

## 国会質疑の状況

令和5年3月10日(金) 衆·財務金融委員会

- ○**岬委員** この完全電子化というものですが、2021年の10月1日から行われていると承知をしております。完全電子化から一年半ほど経過するかと思われますが、このアクションプラン2022では、税関と国税当局の密接な連携をしていく、そして、適正な執行とあるわけです。 実際にどれだけの不正案件を見つけることが可能になったのか、その効果検証としてはどのようにお考えでしょうか。
- ○諏訪園政府参考人 税関におきましては、消費税法の規定に基づきまして、外国人旅行者などの免税購入者が出国される際に、購入した消費税免税物品を輸出しないことが判明いたしました場合には、その免除された消費税相当額を徴収することとしております。令和3年10月の免税販売手続の完全電子化によりまして、税関において免税購入者の購入記録情報の把握が可能となり、出国時に免税購入情報と免税購入品との確認を行っております。輸出物品販売場制度を悪用しようとする事案につきましては、国税当局等とも緊密に連携しながら、必要に応じて出国時に免税購入品の確認を行い、消費税相当額を徴収するなど、引き続き厳正に対処してまいりたいと考えております。
- ○**岬委員** かなり連携が進みまして、密接に連携を行ってそのような効果があったということでお話を伺いました。それでは、 不適切な販売が発見できたということですけれども、これは抑止力という点ではどうなんでしょうか。 もちろん、この完全電 子化というものが抑止するためのものではないことは十分私も承知をしておりますが、やはり未然に防いでいくという視点 も大変重要なことだと思います。その辺りはどのようにお考えですか。
- ○**諏訪園政府参考人** 先ほど申し上げましたとおり、税関において消費税免税物品を輸出しないことが確認できた場合には、免税された消費税相当額の賦課決定を行います。他方で、出国までの限られた時間の中において賦課決定<u>を行っても、消費税相当額の徴収に至らず、滞納となっているケースも存在いたします。</u>こうした点もございますので、税関におきましては、<u>滞納となった事案について、再入国時に納付の慫慂などを行っているところでございます。引き続き、</u>国税当局等とも緊密に連携の上、厳正な対応に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

# 輸出物品販売場制度の適正な執行について

## 国会質疑の状況

令和5年3月10日(金) 衆・財務金融委員会(つづき)

○**岬委員** <u>やはり滞納という課題が残っているということが今確認できました。</u>そうしますと、例えば、海外では、税関の、出国時に持ち出す分の確認を受けて後で税還付を受けるという、いわゆるリファンド方式というのが一般的なようです。この方式であれば、免税販売を装う不正な還付を防ぐこともできます。未然に防ぐことができるということになります。導入の可否について、前向きな議論がこれから必要なのではないかとも考えます。また、これは、逃げ得という言葉、余り使っていいかは分かりませんけれども、逃げ得を許しかねないこの免税制度、課題が浮き彫りになっているということではないでしょうか。また、財務省関税局などによりますと、徴収処分が出ても、今お話にもあったように、消費税を強制的に納付させることが難しいですよね。そうすると、対象者は、納めないまま、そのまま出国してしまう、そういうことも多々見受けられると。そうなると、やはり、免税店の店頭で、購入されたお客様を対象に、これが免税の対象のお客様かどうかをしっかり確認するのは、免税店にとってもマンパワーとして非常に負担が大きいなとも考えられます。さらに、海外で主流となっている、今御案内をしましたリファンド方式、これを導入していくと、消費税の確実な納付を促すこともできます。さらに、免税店の負担も軽減できるのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

(中略)

外国人の観光客の方の利便性が最優先されている。ただ、時代に伴いまして、今、爆買いであるとか、横流しの転売であるとか、いわゆる不正が目立ってきました。まさにここからは、取りっぱぐれない、取り損ねない、あとは、逃げ得させないといった、そういった日本国の中で守っていくということが非常に重要ではないかと思います。その点を踏まえまして、消費税を確実な納付をさせていく、さらに未然に防いでいくという観点で、リファンド方式、検討していく、導入への方向性など、今はどんな感じでお考えでしょうか。これは、大臣、お立場を踏まえて御回答をお願いいたします。

○鈴木国務大臣 先ほど主税局長から答弁をさせていただきましたが、現行の免税販売方式、これには一定の利便性がある一方で、リファンド方式を採用するに当たりましては様々な課題があるものと承知をいたしております。令和5年度の与党税制改正大綱におきましては、外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していくこととされておりまして、こうした方針に沿いまして、諸外国の制度も踏まえつつ、適切な外国人旅行者向けの免税制度の在り方につきましては引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

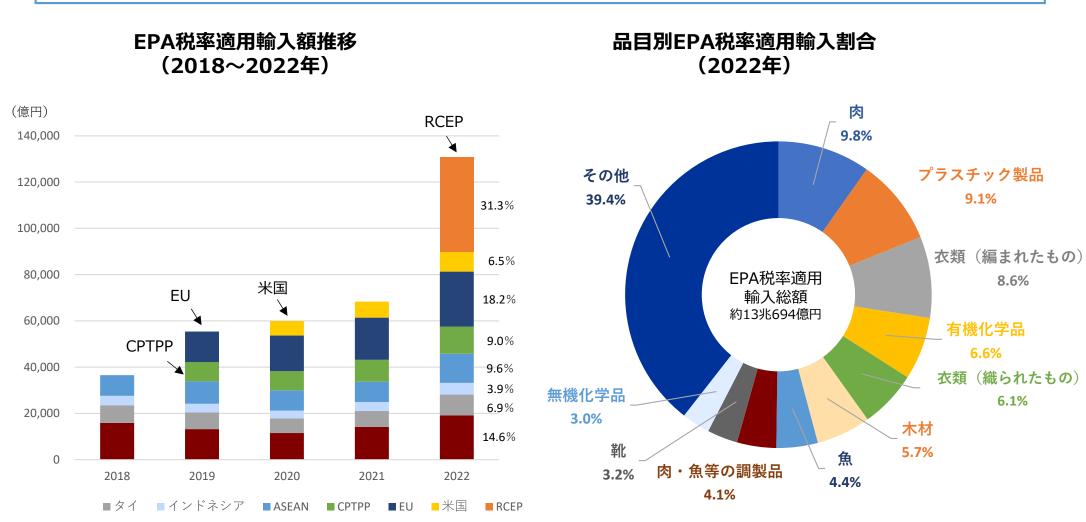
1. 令和5年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

# 3. 国際関係

## EPA利用状況

- ▶ EPA適用額は年々増加し、2022年では13兆円を超えた。EPA別では2022年1月に発効したRCEPが全体の31.3%を占め、最も適用輸入額が多くなっている。
- ▶ 品目別には、肉(9.8%)、プラスチック製品(9.1%)、衣類(8.6%)で利用されている。



(出所) 財務省 経済連携協定別時系列表

■ その他(シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、

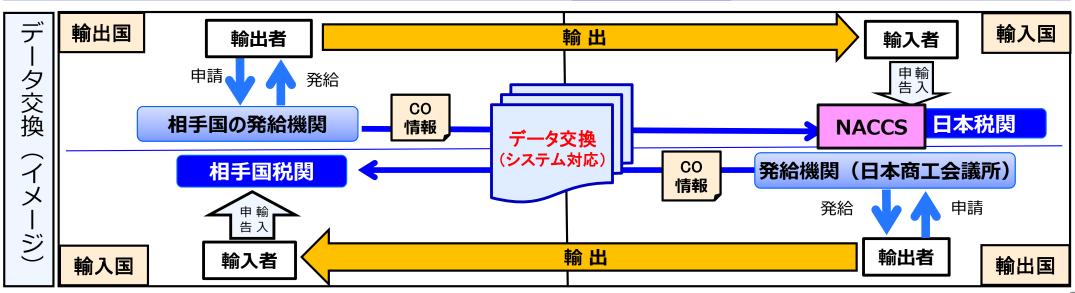
ペルー、豪州、モンゴル、英国(2021年以降))

# 原産地証明書(CO)の電子化(データ交換)について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続: 自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の 提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ: EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理 及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット:
  PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱(2020年12月8日改訂) 「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。 その際には相手国の制度等を考慮する。|

- 2021年から、インドネシア、 タイ、ASEANとの協議を 開始。
- データ交換に必要な項目 や接続方法について国内 関係省等とも協議を進め、 必要な検証を経て早期の データ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、6月中を目途に運用開始予定。



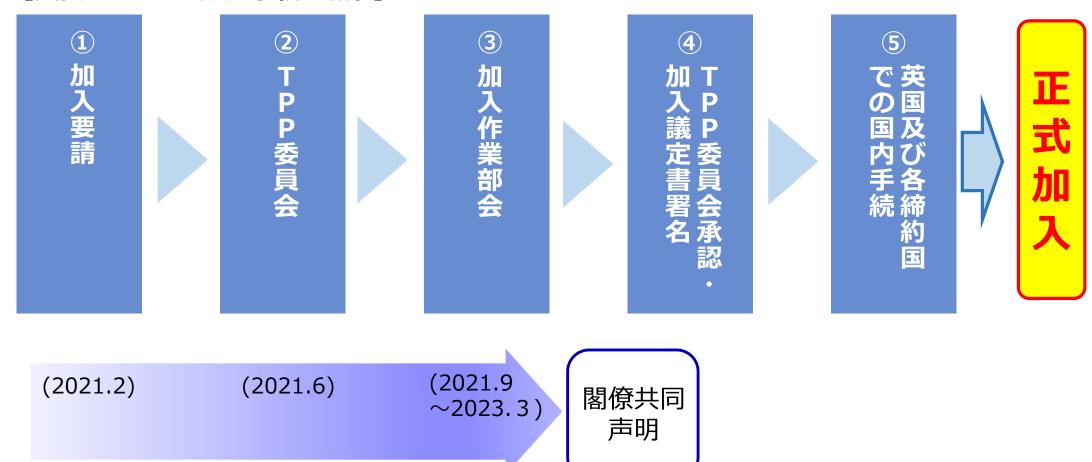
# 英国のCPTPP加入について

● 2021年2月:英が加入を要請。同年6月TPP委員会(閣僚級)で加入プロセス開始を決定。

● 2021年9月:加入作業部会(議長:日本)を開催し、加入交渉を開始。

● 2023年3月:交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明を発出。

## 【英国のCPTPP加入手続の流れ】



# 国際協定実施のための法令整備

## 日豪円滑化協定

(日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス 及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

### 【概要】

- 日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定。
- 本協定により、両国部隊間でも協力活動の実施が円滑化され、両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定が強固に支えられることになる。

#### 【経緯】

2014年 7月 交渉開始を決定

2020年11月 大枠合意

2022年 1月 署名

2023年 2月 承認のための

国会提出



## 【関税等の免除規定】

○ 訪問部隊の資材等の輸出入に係る関税等の免除について規定(第7条)。

## 日米宇宙協力枠組協定

(平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定)

#### 【概要】

- 日米両国が平和的目的のための宇宙協力を行う際の基本事項を包括的に定める協定。日米の実施機関(JAXAやNASA等の宇宙関連機関等)が個別の協力をより迅速に実施することができる仕組みを確立。
- 本協定により、月面探査関連の大型機器の開発及び 運用、日米宇宙飛行士の月面活動等、個別の協力を 円滑に進めることが可能となる。

#### 【経緯】

2022年 1月 交渉開始

2023年 1月 署名

2023年 2月 承認のための

国会提出



月探査のイメージ (JAXA HP)

#### 【関税等の免除規定】

○ 協定の実施のために必要な物品等の輸出入に係る関税 税等の免除について規定(第5条)。

※これらの協定が国会承認された場合には、政令改正により対応予定。

# WCO-UPU合同グローバルカンファレンスの開催

## 背景

昨今の E コマースの拡大、これに伴う郵便物の急増と適正・迅速な通関は世界的な課題となっている。これら 共通の課題に協力して取り組んでいくため、2022年5月、WCO(世界税関機構)とUPU(万国郵便連合) との間で、これまでの覚書を改定する形で新たに協力覚書を締結。

2022年1月より、UPU国際事務局長に、目時政彦氏が就任し、現在、WCO及びUPUのトップは日本人が務めている。

(注) UPUは、郵便業務の効果的運営によって諸国民の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における 国際協力に寄与することを目的とした、国連専門機関

## WCO-UPU合同グローバルカンファレンス

開催日: 2023年6月6日~8日

開催地: 東京

参加者: 各国の税関当局及び郵便事業体等

主な議題:Eコマースの拡大と国際郵便物流

税関と郵便事業体の協力

事前電子情報の活用

安全・安心な国際郵便物流の確保



UPU国際事務局長 目時氏 (2022年1月~)

WCO事務総局長 御厨氏 (2009年1月~)